

1 地域生活支援拠点等検討部会

(1) 平成31年度検討事項と結果

拠点が担う機能の提供体制について

「相談」と「緊急時の受け入れ」を優先的に整備する必要がある機能として協議し、各機能の概要及び提供体制について以下のとおりとしました。

ア 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急の事態に際してはあらかじめ作成する緊急時対応プランに基づき必要な相談、支援を行う。

(提供体制)

- A) サービスの利用等を通じて相談支援事業所と契約している場合は、当該相談支援事業所が緊急時対応プランの作成及び相談対応を行う。
- B) サービスの利用等がなく、相談支援事業所がない場合は、障害者支援センターが緊急時対応プランの作成及び相談対応を行う。
- C) 休日、夜間等、相談支援事業所につながらない場合は、相談支援事業所が作成した緊急時対応プランを共有するなどして、障害者支援センターが相談対応を行う。

イ 緊急時の受け入れ

自宅での生活の継続に向けた調整を行い、自宅での生活が困難な場合は短期入所等を活用した緊急受入体制を確保した上で、受入施設との調整等、必要な対応を行う。

(※緊急時に備え、日頃から受入候補施設への体験利用を勧奨する。)

緊急時の受け入れとなる市内の施設には、緊急に利用が必要となった場合に柔軟な運用をお願いすることにより、受け入れが可能となる体制を整える。

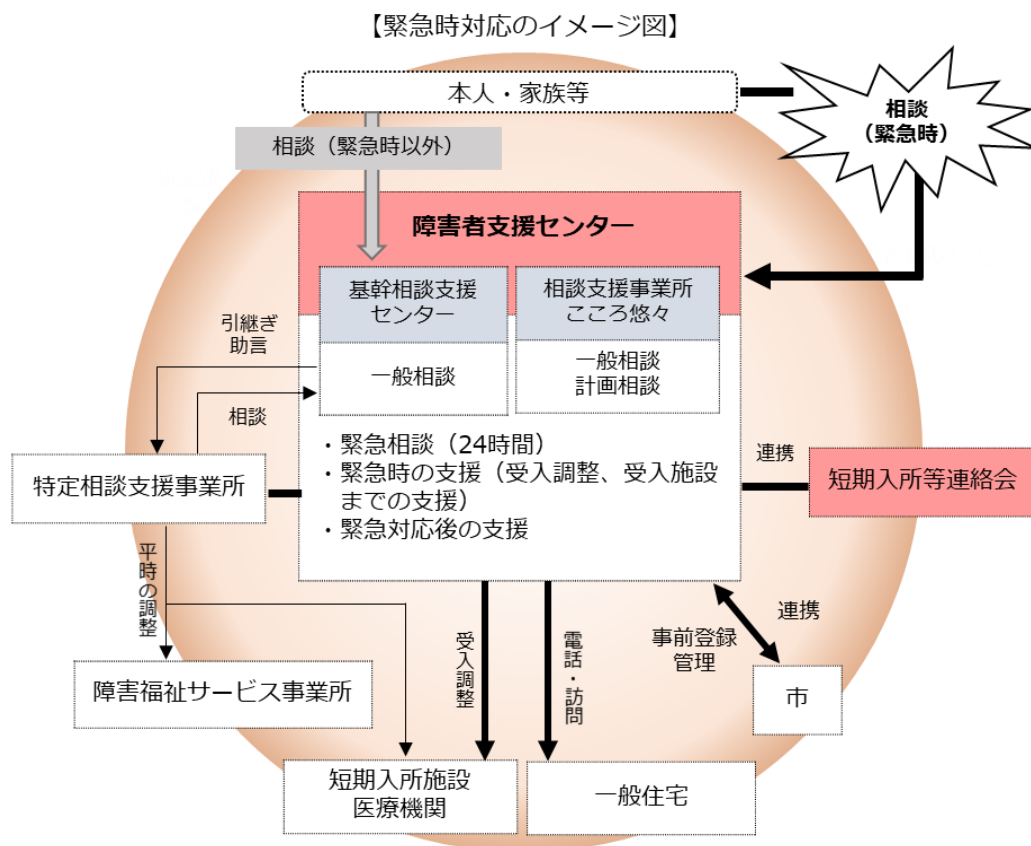
(拠点における提供内容)

◆自宅での生活継続に向けた調整

緊急時対応プランに基づいたサービスの利用調整等を行う。

◆自宅での生活継続が困難な場合の緊急受入先の調整

受入候補施設への利用調整、利用上の必要な支援を行う。医療対応が必要な場合は、医療機関との利用調整を行う。



(2) 令和2年度検討事項

ア 緊急時の相談支援体制の整備

(ア) 相談支援部会と連携し、緊急時対応プランの作成時期や作成方法、記載内容等について検討し、緊急時における相談支援体制を構築するとともに、関係者間での情報共有を図る。

(イ) 平常時から受入候補施設の利用促進を図るなどの緊急時とならないような仕組みを検討するとともに、緊急時となった場合の緊急対応フローを検討する。

イ 運用開始に向けたガイドラインの作成

緊急事態が発生したときに支援が得られない恐れがある人への事前登録の勧奨方法、周知の方法、情報共有にともなう個人情報の取り扱いなどを検討し、拠点運用上のガイドラインを作成する。